

基本目標	施策の基本的方向	施策の展開	成果指標
I 男女共同参画の理解の促進	(1) 男女共同参画に関する意識啓発	① 男女共同参画推進講演会等の開催	☆職場や学校、地域など身のまわりで男女の平等が図られていると感じる市民の割合㊦ 男女共同参画学習講座等の参加者の割合 男女共同参画推進員による出前講座実施回数 男女共同参画サポーターの認定者数(累計) <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> ★まちづくり総合計画基本政策に対する成果指標(～H35) ☆まちづくり総合計画施策に対する成果指標(～H28) ㊦まちづくり市民アンケート結果より算出 </div>
	(2) 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実	① 男女共同参画に関する学習機会の提供 ② 男女共同参画推進員による出前講座の実施 ③ 男女共同参画を推進する人材の育成 ④ 人権教育、男女平等教育の推進	
	(3) 男女共同参画に関する情報の収集と提供	① 広報紙やホームページ等による男女共同参画に関する情報提供	
	(4) 性に関する理解の促進と生命の尊重	① 児童生徒に対する発達段階に応じた性と生に関する教育の充実 ② 各年齢層に対する性や健康に関する情報の提供 ③ 性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供	
	(5) 国際的な取り組みへの理解および協調	① 国際的視野に立った男女共同参画に関する情報提供 ② 在住外国人等への支援	
II 男女の社会における参画の促進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会等への女性の登用促進 ② 女性が参画しやすい環境づくりの推進	☆市政へ意見を述べる機会が確保されていると思う市民の割合㊦ ☆審議会委員等に占める女性の割合 男女いずれかの委員が30%未満の審議会等の割合 市の管理職の女性の割合 市政懇談会に参加した女性の割合 ★この1年間に地域の活動に参加した市民の割合㊦ コミュニティ会議役員における女性の割合 防災会議における女性委員の割合 ☆生きがいを持って暮らしている高齢者の割合㊦ ★自分自身が心身ともに健康であると思う市民の割合㊦ ☆定期的に健康診断などを受けている市民の割合㊦ 事業所に対する男女共同参画に関する啓発講座・広報の回数 家族経営協定締結件数(累計) ※参考指標 ☆生きがいを持って暮らしている市民の割合㊦ ※参考指標
	(2) 地域活動 における男女共同参画の促進	① 市民団体活動への支援 ② 地域団体等への女性の参画促進 ③ 防災分野における女性の参画促進 ④ 高齢者等の社会参加の促進・生きがいづくりの推進	
	(3) 労働 の場における男女共同参画の促進	① 事業所への男女共同参画に関する啓発 ② 農業や自営業における女性の経営参画の促進	
	(4) 女性 の能力を発揮するための支援	① 女性の能力向上・女性リーダー育成の支援	
III 男女のワーク・ライフ・バランスの推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり	① ワーク・ライフ・バランスに関する市民への啓発事業の推進	☆職場の福利厚生やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に満足している勤労者の割合㊦ ★子育てしやすいまちだと感じる市民の割合㊦ ☆保育所の待機児童数 ☆子育て支援サービス(延長保育、一時預かり保育、体調不良児保育)を実施可能な施設の割合 子育て講座の男性の参加者の割合 ☆高齢者が必要なときに必要なサービスを受けていると感じる市民の割合㊦ ★この1年間に地域の活動に参加した市民の割合㊦ [再掲] 事業所に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座・広報の回数 乳がん検診受診率 子宮頸がん検診受診率
	(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所への啓発	① ワーク・ライフ・バランスに関する事業所への働きかけ	
	(3) 仕事と子育ての両立支援	① 保育サービスや子育て支援の充実	
	(4) 仕事と介護の両立支援	① 介護サービスの充実 ② 介護サービスを利用しやすい環境づくりの推進	
	(5) 仕事と 家庭 や地域活動の両立支援	① 男性の家事・育児・介護への参加促進 ② 長時間労働の削減や有給休暇取得などの促進	
	(6) 雇用の場における男女均等待遇の啓発	① 雇用機会均等法ほか関係法令の周知啓発 ② 職場における各種ハラスメント防止に関する啓発	
	(7) 職業能力開発の促進	① 再就職などのための 相談 や職業能力開発の促進 ② 労働環境に応じた技能習得等の支援	
	(8) 生涯を通じた女性の健康支援	① ライフステージに応じた健康支援	
	(9) ひとり親家庭等に対する支援	① ひとり親家庭等のニーズに対応した各種自立支援	
IV 男女間の暴力の防止と根絶	(1) DVの正しい理解と防止のための教育と啓発	① DVに関する啓発事業の推進 ② 若年層に対するDV防止教育の推進	DVに関する相談窓口を知っている市民の割合 DVに関する啓発講座・広報の回数 職員研修の受講者数 DV相談件数 ※参考指標 <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に位置付ける。(努力義務) </div>
	(2) DV被害者に配慮した相談の実施	① 各種相談の実施 ② DV防止に関する市職員研修の実施 ③ 広報紙やホームページ等によるDV相談窓口の周知	
	(3) DV相談窓口の相互連携強化	① 関係機関との連携強化による被害者支援	